

経営者のための法律相談Q&A その41

とてもこわい(?) 無過失責任

1 無過失責任とは?

「自分の不始末は自分で落とし前をつける」と、潔く生きることはできても、自分に落ち度のないことについてまで責任を負わされるのはなかなか受け入れ難いですね。法律の勉強を始めて、一つ知ることができて良かったなと思うのが、過失責任主義です。

過失責任主義とは、過失（故意も含めて）がなければ損害賠償責任を負わされることがないという原則です。過失とは予見可能性を前提にした結果回避義務違反と定義されます。

この原則は主に不法行為の分野における原則です。契約法の分野、『例えば誰かの保証人になってしまったら、家屋財産全部持っていかれたというようなケース』は、保証人には落ち度はありませんが、保証人になるとの意思表示をしたことの帰結であって、故意や過失の話としては、ちよつと性質が異なります。

でも、法律には例外がつきもので

す…。実は、無過失責任というものがありません。今回は、法律に規定されている無過失責任について、いくつかご紹介したいと思います。

2 どんな規定がありますか?

民法715条は、事業のために他人を使用するものは、その被用者が第三者に加えた損害について損害賠償する責任を負うという規定です。実は、715条には但書があり、被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をした場合には免責されるとされています。ですから、厳密には無過失責任そのものではありません。しかし運用レベルでは、この但書の適用はとても厳しくなされるので、実質においては無過失責任と評価されています。

他には、民法718条の動物占有者の責任も同じような構造になっています。民法717条は、工作物の所有者には無過失責任を規定しています。

民法はどうして過失責任主義の例外を設けたのでしょうか?これは、

報償責任（利益の存するところ損失も帰する）、危険責任（危険を支配する者が責任を負う）という観点から説明されることが多いです。部下、ペットと工作物の管理はしっかりしましょう!

他には、会社法428条、自動車損害賠償保障法3条、製造物責任法3条、4条、大気汚染防止法25条等があります。詳細は省きますが条文をみて下さい。ほとんどの条文が免責的な規定を伴っています。しかし現実には無過失責任的な運用がされているので、要注意です。

3 他に類似の規定がありますか?

テレビで傷害致死罪とか過失運転致死罪とかを聞いたことがないでしょうか。これらは法律用語で、結果的加重犯（けっかてきかぢゅうはん）あるいは「けっかてきかぢゅうはん」と言います。傷害致死罪と殺人既遂罪の違いは何でしょうか。バットで人を殴ったケースについて、考えてみます。行為としては同じでも、「殺意をもって人を殴って死なせた場合」が殺人罪、「殺意はなくて痛い思いをさせてやろうと思ひ殴ったら、死んでしまったという場合」が傷害致死

罪であり、結果的加重犯です。後者について、生じてしまった結果について刑罰を課すためには、結果に対する過失が必要ではないかという有力な学説があるのですが、現在の判例は不要と解しています。ですから、生じてしまった「死」という結果については、あるいはみ無過失で責任を負うと言えると思います。

4 最後に一言

このように、法律上、故意も過失もないのに責任を負わされるという場合が一定数存在します。

とにかく私がお伝えしたいのは、なんとも矛盾している感がありますが、「無過失責任にご注意を!」ということなんです(笑)。

(本稿担当) 坪井 清隆



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-10015

東広島市西条栄町10番27号栄町ビル5階

☎ 49317100 ☎ 49317101